

雇経第05-209号

令和2年3月19日

三重県経営者協会

会長 小倉敏秀様

三重県知事 鈴木英敬



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業者との取引に関する配慮について

現在、新型コロナウイルス感染症は、世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、連日、感染者が確認されるなど、県内における感染拡大に予断を許さない状況にあり、早期終息が望まれています。中国国内の生産活動の停滞や機械部品等の輸入の遅延等による製造業のサプライチェーンへの悪影響等、県内企業の生産活動への影響がすでに生じています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者から、親事業者が十分に協議することなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた旨の相談が他県では寄せられており、県内でもそういった事態が懸念されています。

つきまして、経済産業大臣からも要請が届いているかと思われませんが、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い下請等中小企業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下請等中小企業者との十分な協議の実施はもとより、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

2. 適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価格等の高騰

及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって追加コストの負担を行うこと。

### 3. 迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

### 4. 発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。